

◇ 補足給付(給食費の一部補助)事業申請のご案内 ◇

「補足給付事業」とは、施設等利用給付(幼児教育無償化)の認定を受け、私学助成幼稚園に在園されている方に給食費の一部(副食材料費分)を補助し、負担軽減を図る制度です。

本制度には支給要件がありますので、以下をご確認の上、申請を希望される方は、各幼稚園から申請書及び副食材料費領収書を受け取り、船橋市学務課までご申請ください。

1 補助対象者(下記①、②のいずれかに該当する方が対象です。)

① 市民税所得割額が 77,101 円未満(概ね年収360万円未満相当)世帯の子ども

※1 補助可否を算定する際の税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除前の金額となります。

※2 世帯の市民税額を合算し、判定します。

（原則父母の税額で判定します。単身赴任等で別居の場合も審査対象となります。）

※3 父母ともに当該年度の市民税所得割額が非課税(0円)であり、同居する祖父母等がいる場合は、祖父母等の市民税額を合算します。父母が主宰者として生活していると認められる場合には、祖父母等の市民税額は合算いたしません。

② 第3子以降の子ども(※第1子、第2子の基準は小学3年生以下)

※ 第3子の数え方は、同世帯に属する小学3年生以下の子どもを第1子として数えます。
(詳細は裏面をご確認ください。)

2 補助対象費用・上限額

◇補助対象費用：副食材料費(おかず、牛乳、おやつ等に要する費用)のうち、保護者が実際に支払った費用。(主食費(米、パン、麺等)は対象外。)

◇月額給付上限額：4,800 円

3 申請手続き ※申請期ごとに申請が必要です。(今回の申請 令和6年9月分～令和7年3月分)

在園している幼稚園にて、「船橋市特定子ども・子育て支援施設副食材料費領収書(以下「副食材料費領収書」という。)」を発行してもらい、必要書類を添付して船橋市学務課にご申請ください。

※1 副食材料費領収書の発行は希望者のみとなりますので、申請を希望される場合は、幼稚園へ申し出てください。

※2 発行にはお時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

4 申請必要書類

お問い合わせ先、よくあるご質問等は、裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

① 申請書(船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書)

※ 副食材料費領収書を受け取る際に幼稚園から取得してください。(市役所7階の学務課でも配布しております。)

② 副食材料費領収書(幼稚園に発行を申し出てください。)

③ 支給希望口座通帳の写し(銀行名、支店名、名義人、口座番号が記載されているページ)

※1 申請者名義の口座以外は指定できません。(申請者が父の場合、母名義の口座は指定できません。)

※2 公金受取口座(マイナンバーに事前に登録している口座)を指定する場合は、不要となります。

公金受取口座を登録していない場合は、指定できませんので、支給希望口座の写しを添付してください。

【以下、該当者のみ】

◇ 令和6年1月2日以降に船橋市に転入した方、公金受取口座を指定する方は、①または②のどちらかの書類
⇒①マイナンバーカード(表面と裏面)

②マイナンバー入りの住民票＋身元確認資料(下表参照)

顔写真付の証明書 (1点必要)	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
顔写真のない証明書 (2点必要)	児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、資格確認書(健康保険)

◇ ひとり親家庭の方(※離婚後も同居を継続している場合は、税額を合算しますので、提出は不要です。)

⇒ 保護者1名での税額判定とするため、離婚(死別)日等が分かる書類をご提出ください。

(戸籍謄本、離婚受理証明書等)

【その他注意事項】

○ 住民税が未申告の場合は審査ができませんので、申告が必要となります。

○ 収入がない場合は、収入がない旨の申告が必要となります。

○ 税の申告については、船橋市市民税課(047-436-2214)へお問い合わせください。

5 申請期間および支給予定

◇申請期間：令和7年4月1日～4月30日

◇支給予定：令和7年6月中

※1 期限までに不備なく(税申告含む)申請された方のうち、支給要件に該当した方のみとなります。

※2 申請期間後の申請は、支給が通常より遅れますので、あらかじめご了承ください。

6 申請方法 (下記の2つの方法)

① 窓口での申請 船橋市役所7階 教育委員会 学務課にて申請してください

② 郵送での申請 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市役所 教育委員会 学務課あてに送付してください

※1 出張所・連絡所・FACE ビルでは受付しておりませんので、ご注意ください。

※2 不備書類(税未申告含む)がある場合は、申請受理せず返送いたします。

※3 郵便事故等の責任は負いかねますので、郵送の際は、特定記録郵便等をご利用される等、くれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

よくあるご質問



Q1 第3子はどのように数えるのですか。

A1 同世帯に属する小学3年生以下の子どもを第1子として数えます。

【参 考】第3子の数え方【例】							
	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生	小学4年生以上
対象となるケース 園児の兄：小学3年生 園児の姉：小学1年生 幼稚園児の場合							カウントしない
対象とならないケース 園児の兄：小学4年生 園児の姉：小学2年生 幼稚園児の場合							

Q2 対象となるか事前にわかりますか。

A2 認定可否については、申請後、通知にてお知らせいたします。お電話にて認定の可否をお答えすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
対象となるかご不明の場合は、ご申請ください。

Q3 市民税所得割課税額はどのように確認すれば良いですか。

A3 以下の書類でご確認いただくか、市県民税課税証明書を取得し、ご確認ください。
◇ 給与から市民税が天引きされている方 ⇒ 令和6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書
◇ 個人で納税されている方 ⇒ 令和6年度市民税・県民税納税通知書
※ 審査に用いる税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除前の金額となります。
上記の市民税所得割額にこれらの控除額を足し上げた税額となりますので、ご注意ください。

Q4 市県民税課税証明書の書類の提出は必要ありますか。

A4 令和6年1月2日以降に他市町村から転入された方で、船橋市に課税されていない方は、マイナンバーにより課税額をお調べいたしますので、令和6年度市県民税課税証明書の提出は不要となります。
マイナンバーに関する書類については、表面をご確認ください。

Q5 子どもの父と別居しているのですが、父の税額も合算となりますか。

A5 原則、父母両方の税額にて審査します。離婚が成立しており、住民票、実態ともに別居となっている場合は、実際にお子様を監護している保護者の税額にて審査することがあります。個々の状況により対応が異なりますので、事前に下記までご相談ください。

- ※ 離婚されている場合は離婚日がわかる書類が必要となります。
- ※ 離婚・別居の時期により父母合算で審査する期間が発生します。

Q6 幼稚園児が双子で、第3子です。2人とも対象となりますか。

A6 第3子として対象となるお子様は、双子の内1人のみとなります。
※ 市民税所得割課税額が制限内である場合は、2人とも対象となります。

【お問い合わせ先】

船橋市教育委員会 学務課

TEL 047-436-2858